

具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)

(素案から変更があった具体的施策の抜粋)

施策番号 1 : PIO NET P 1
施策番号 8 : 自動車リコール制度 P 3
施策番号 13 : 事故調査機関の在り方 P 5
施策番号 15 : 昇降機等の事故情報・原因解明調査 P 7
施策番号 19 : 製品火災・事故等に係る未然防止策 P 9
施策番号 21 : 食品の安全性に関するリスクコミュニケーション P 11
施策番号 32 : 食の安全に係る国際機関等との連携 P 13
施策番号 47 : 商品先物取引法の執行 P 14
施策番号 56 : リフォーム工事に係るトラブルの回避策 P 16
施策番号 69 : 食品表示の一元化 P 18
施策番号 70 : 加工食品の原料原産地表示 P 19
施策番号 73 : トランス脂肪酸等の栄養成分表示 P 20
施策番号 75 : 遺伝子組み換え食品や食品添加物の表示 P 21
施策番号 77 : 健康食品に関する情報提供体制の整備 P 22
施策番号 81 : 住宅性能表示制度の普及 P 23
施策番号 82 : 家庭用品品質表示法の対象品目等 P 25
施策番号 83 : 建物物品の防犯性能の表示制度 P 27
施策番号 87 : 消費者教育の体系的な推進 P 29
施策番号 99 : 法テラスにおける法的トラブルの解決 P 31
施策番号 117 : 住宅紛争処理 P 33
施策番号 119 : 消費生活相談支援 P 36
施策番号 123 : 「消費者ホットライン」の運用 P 38
施策番号 138 : 公正かつ自由な競争の促進 P 40
施策番号 142 : カーボンフットプリント P 42
施策番号 143 : 3 R の推進 P 44
施策番号 152 : 環境表示ガイドライン P 46
施策番号 166 : 個人情報保護法についての検討 P 48

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号1番	
具体的施策	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国におけるPIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p>
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	前段について、平成22年度当初から実施します。 中後段について、順次実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、国民生活センター情報部
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET を刷新し、初期稼動時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて改修を実施。 ・PIO-NET 端末の追加配備は、関係機関からの要望を踏まえ、年度中に着手する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>全国の消費生活センターからの意見の汲みあげ（アンケート、ヒアリング等）の状況、新たな仕組みの構築の進捗状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月に、PIO-NET の刷新を行い、システム上即日仮登録を可能にしたほか、新端末の全相談員への配備などを行った。 ・また、より円滑に刷新を実施するため、平成22年6月に約400箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施したほか、同年8～9月には、消費生活センター職員や相談員へのヒアリングを実施し、改修を行うこととした。 ・「PIO-NET の活用に関する懇談会」にて、都道府県・政令市の消費者行政担当課及び国の地方支分部局のうち、経済産業局及び公正取引委員会地方事務所への追加配備を決定（平成22年11月29日）し、年度内に配備を完了したほか、適格消費者団体への配備等についても検討を行っているところ。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月に、PIO-NET の刷新を行い、システム上は即日仮登録を可能にしたほか、新端末の全相談員への配備などを実現し、より迅速かつ効率的なシステムとなった。 ・また、より円滑に刷新を実施するため、平成22年6月に約400箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施したほか、同年8～9月には、消費生活センター職員や相談員へのヒアリングを実施、現場の関係者の声を踏まえ、平成23年9月までに、段階的に所定の改修を行っていくなど、工程表達成の道筋を立てることができた。 ・PIO-NET の追加配備については、「PIO-NET の活用に関する懇談会」にて検討し、都道府県・政令市の消費者担当課及び国の地方支分部局のうち、経済産業局や公正取引委員会地方事務所への追加配備を決定（平成22年11月29日）し、年度内に配備を完了したほか、適格消費者団体への配備についても検討するなど、工程表を踏まえた対応を行うことができた。

	<p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NETの刷新により、相談情報の登録時間短縮をシステム上可能とするとともに、相談員に配備する端末において、検索が可能となるなど使い勝手の向上を実現した。 また、追加配備により、法執行等への利活用の拡大など、PIO-NETのより効果的な活用を進めることができた。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NETについて、引き続き所定の改修を実施するとともに、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組とすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。 ・行政機関等からの要望を踏まえ、PIO-NETを追加配備するとともに、適格消費者団体へも配備先を拡大する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号1番	
具体的施策	<ol style="list-style-type: none"> ① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<ol style="list-style-type: none"> ①実施済み。 ②直ちに検討を開始します。 ③一部実施済み（注）。また、適格消費者団体への設置については、平成23年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。

（注）経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号8番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>中段について、引き続き検討します。</p> <p>後段について、継続的に実施します。</p>
担当部局・課・室名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	道路運送車両法第63条の2、第63条の3及び第63条の4
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施 ・自動車メーカー等への監査を実施 ・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施 ・ユーザーの視点に立った、より迅速かつ着実な対応のための情報収集体制・調査分析体制について検討 ・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら必要な措置を検討 ・リコール届出について受け取り次第速やかにホームページで公表 ・ユーザーから収集した不具合情報やメーカーから報告を受けた事故火災情報についてホームページで公開 ・リコール届出やユーザー不具合情報等について傾向等を分析・公表 <p>[参考指標]</p> <p>自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数、独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施した。（平成22年度の自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数6,938件） ・自動車不具合情報ホットラインについて周知を図るため、自動車工業会等に協力を依頼し、全メーカー（14社）のホームページに自動車不具合情報ホットラインのリンクが設置された。また、全国の都道府県・市町村等にもホームページへのリンクの設置、広報誌への掲載について協力を依頼した。 ・自動車メーカー等への監査を実施した。 ・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施した。（平成22年度の独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数532件） ・ユーザーの視点に立った、より迅速かつ着実な対応のための情報収集体制・調査分析体制について検討し、平成23年度に「不具合情報調査推進

	<p>室」を新設するとともに、独立行政法人交通安全環境研究所リコール技術検証部の体制強化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら必要な措置を真摯に検討し、平成 22 年 12 月 27 日、消費者委員会に検討状況を報告した。 ・リコール届出について受け取り次第速やかにホームページで公表した。 ・ユーザーから収集した不具合情報については 1 ヶ月毎に、メーカーから報告を受けた事故火災情報については四半期毎（ただし、重大事故については直ちに）にホームページで公開した。 ・リコール届出内容の分析結果については平成 22 年 11 月に、ユーザー不具合情報の統計分析結果については平成 23 年 1 月に、メーカー事故火災情報の統計分析結果については平成 22 年 4 月に公表した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表のとおり施策を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・上段及び下段の施策については引き続き着実に実施している。 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・施策中段の記載について、平成 22 年度において検討を行い、情報収集体制及び調査分析体制の強化を図っていくこととしたので、この方針に沿って基本計画の記載を修正する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 8 番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 13 番	
具体的施策	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成22年度に検討を開始し、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	消費者安全法第2条 消費者事故等（定義）
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し、年度内に調査結果を取りまとめる。 ・「事故調査機関の在り方に関する検討会」による検討を進め、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>実態調査の実施状況、「事故調査機関の在り方に関する検討会」における検討状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し、調査結果を取りまとめた。 ・「事故調査機関の在り方に関する検討会」を10回開催し、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について議論した。なお、この検討会は平成22年度内の取りまとめを予定していたが、東日本大震災の影響により、取りまとめ時期を延期した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し調査結果を取りまとめるとともに、「事故調査機関の在り方に関する検討会」において検討を進めており、達成していると評価できる。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <p style="text-align: center;">—</p> 3. 上記以外の評価 <p style="text-align: center;">—</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「事故調査機関の在り方に関する検討会」を引き続き開催し、平成23年5月末に結論を取りまとめた。当該「取りまとめ」及びその後の消費者庁による当面の取り組みについて、消費者委員会に報告しその審議等を経た。 ・新たにより具体的な施策として盛り込んだ13-2等に基づき、関係省庁・機関の協力を得て、最も効率的に機能する仕組みを構築する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 13 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。（平成 23 年 5 月「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ） 施策番号 13-2、13-2-2、13-3 を進めます。

施策番号 13-2 番	
具体的施策	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、関係省庁等
実施時期	体制整備について、平成 23 年度中に必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。

施策番号 13-2-2 番	
具体的施策	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。

施策番号 13-3 番	
具体的施策	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	平成 23 年度中に必要な検討を開始します。

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 15 番	
具体的施策	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。 <p>[参考指標]</p> <p>報告書の公表件数 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。 <p>[参考指標]</p> <p>昇降機等事故対策委員会委員の増員 2 名、事故調査担当職員の増員 3 名</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会において「帝都典禮ビルエレベーター事故調査報告書」を取りまとめ、平成 22 年 12 月 1 日に公表した。 ・「建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査検討業務」において、昇降機に係る事故情報・不具合情報の分析を行った。 ・平成 22 年 4 月より昇降機等事故対策委員会委員を 2 名増員した。また、同年 12 月 21 日に昇降機等事故対策委員会を廃止し、新たに社会資本整備審議会直下に昇降機等事故調査部会を設置するとともに、委員を 4 名増員した。 ・平成 22 年 10 月より事故調査担当職員を 3 名増員した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家や事務局職員の充実等、当初の目標は概ね達成した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <p>—</p> 3. 上記以外の評価 <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において、昇降機や遊戯施設の事故調査、調査結果の公表等を引き続き実施する。 ・国土交通省において、平成 23 年 4 月より新たに専任の昇降機等事故調査室を設置するとともに、10 月より専任の職員を増員しさらなる調査体

	<p>制の充実を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、調査機関の在り方については国土交通省と消費者庁が連携して検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 15 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 19 番	
具体的施策	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。
担当省庁等	総務省（消防庁）
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省消防庁予防課消防技術政策室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について、継続的に実施する。 〔参考指標〕 製品火災等に関する情報の公表件数、製品別分析の実施状況、再現実験の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 1 ～ 3 月中の製品火災に関する調査結果 （平成 22 年 8 月 31 日） ・平成 22 年 1 ～ 6 月中の製品火災に関する調査結果 （平成 22 年 11 月 11 日） ・平成 22 年 1 ～ 9 月中の製品火災に関する調査結果 （平成 23 年 2 月 7 日） ・検証実験「高齢者の生活実態を踏まえた発火源対策に係る検証実験」実施（平成 22 年 12 月～平成 23 年 2 月）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・製品火災等に係る情報を収集、分析し、四半期毎に「製品火災に関する調査結果」を公表し、国民に向けて製品に係る危険情報を発信した。 ・「製品火災に関する調査結果」を各都道府県、消防機関に通知するとともに、関係省庁に情報提供して連携することにより、製品火災対策の推進を図った。 ・製品火災等に係る情報の収集については、平成 22 年 12 月 15 日付で各消防機関に対して再周知を行い、報告について一層の徹底・迅速化を図った。 ・再現実験については、平成 22 年度は「こたつ」「電気ストーブ」について実施し、火災に関する基礎資料を得るとともに、映像資料を作成して、消防庁ホームページに掲載したほか、各都道府県及び消防機関に提供して、火災予防啓発への活用を図った。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年中は、製品別分析の結果、製品の不具合により発生したと判断される火災のうち、9 種の製品について発火源該当件数が 2 件以上であることが判明（平成 22 年 1 ～ 9 月中の製品火災に関する調査結果時点）した。 3．上記以外の評価

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度についても、平成 22 年度同様に製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について実施する。 ・検証実験のテーマについては平成 23 年度に決定する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 19 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 21 番	
具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費者情報官、環境省水・大気環境局、総合環境政策局環境保健部
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法 食品安全基本法第13条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進のため、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携したシンポジウムを複数回開催する。 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来とは異なった観点からのテーマ設定や多彩な参加者によるリスクコミュニケーション事業を構築し、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進を図る。
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、平成23年1月31日から「リスクコミュニケーション推進のための意見交換会」を4回開催。 安全啓発資料等を作成し、これらを活用した講座を全国20箇所を実施。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価等に係る意見交換会を27回開催したほか、ホームページ等を通じて食品の安全性に関する情報提供を実施。 ・厚生労働省では、食品の安全性に関する様々なテーマについて意見交換会を18回開催したほか、ホームページやパンフレット等を通じて情報提供を実施。 ・農林水産省では、消費者の視点に立った農林水産行政を進めるため、消費者との懇談会等を開催。また、地方支分部局では、セミナー等を開催するとともに、出張講座の実施や講師の派遣を実施。ほかに、ホームページ等を通じて食品の安全性等に関する情報提供を実施。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進のため、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携したシンポジウムを4回開催し、工程表に従った取組みを実施することができた。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げるよう意見交換会等を実施した。 ・厚生労働省では、食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、地方自治体と連携した意見交換会を5回開催した。 ・農林水産省では、食品の安全性等についての正確な理解を広げるよう意見交換会等を実施した。

	<p>2．上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの推進を図るため、最近の要注意事例を収集し、それらに基づきながら、リスクやリスク低減に関する理解の推進に資する資料および手引書を作成し、これらを活用した講座を全国20箇所(約700人)の学校や社会教育施設等で実施するとともに、これらを消費者の方が入手しやすいように、消費者庁ホームページ及び、消費者教育ポータルサイトに掲載した。 <p>3．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年9月から行ってきた、有識者等へのヒアリングを踏まえ、リスクコミュニケーション推進のための事業として、意見交換会の開催・啓発資料等の作成をすることができた。
<p>今後の取組方針(平成23年度を含む。)</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の事業実施結果を踏まえ、意見交換会開催のテーマ、プログラム設定及び、多彩な参加者による安全啓発事業を展開する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 21 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 32 番	
具体的施策	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	外務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	外務省経済局政策課、官房総務課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組む。 〔参考指標〕 「食の安全」問題に関わりの深い9つの在外公館において「食の安全」担当官を指名する。「食の安全」問題が発生した際には省内及び消費者庁と迅速に情報を共有するとともに、HP等を通じて情報発信を行う。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・「食の安全」問題に関わりの深い9つの在外公館において「食の安全」担当官を指名し、情報収集するとともに連絡体制を強化するよう努めた。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・情報収集・連絡体制の強化に取り組んだ。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・省内関係者に当省の「食の安全」に対する取組について徹底させた。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き在外公館に「食の安全」担当官を指名し、情報収集及び連絡体制の強化に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 32 番	
具体的施策	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化、また、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 47 番	
具体的施策	商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行います。また、商品先物取引法の施行後は、同法の迅速かつ適正な執行を行います。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省
実施時期	商品取引所法については、平成22年度以降、継続的に実施します。また、商品先物取引法については、同法の施行後直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局商品取引監理官、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商務課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	商品先物取引法 (平成22年12月までは、商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律)
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 <平成22年4月～12月末> ・商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を実施 ・商品先物取引法の周知徹底 <平成23年1月～3月末> ・主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等にて把握した情報をもとに、事業者への指導・監督を行う等、施行された商品先物取引法の迅速かつ厳正な執行を実施 ・ホームページ等を活用した消費者広報を実施 〔参考指標〕 法執行の実績
平成22年度の具体的施策の実施状況	・商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき立入検査を行うとともに必要に応じ報告徴収を行った。 ・商品取引所法に基づき4件の行政処分(業務改善命令・業務停止命令に限る。以下同じ)を行った。また、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき、10件の行政処分を行った。 ・関係企業・団体に法改正の趣旨及び必要となる参入手続等に関するパンフレットを送付するとともに、平成22年11月より順次、全国主要地で説明会を開催した。 ・専用のホームページを開設する等消費者広報を実施した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等で把握した情報をもとに、事業者への指導・監督を行うなど、商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行い、工程表に従った取組みを実施することができた。 ・関係企業・団体に法改正に関するパンフレットを送付するとともに、全国11か所で説明会を開催することによって、法改正の趣旨及び必要となる参入手続き等の効果的な周知を行うことができた。 ・法改正について専用のホームページを開設するとともに、ホームページで商品先物取引に関する消費者への情報提供を行うなど、効果的に消費者広報を行うことができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 商品先物取引法の施行前に、海外商品市場における違法行為が増加する

	<p>ことが想定されたため、海外商品取引業者に対する検査を重点的に行い、厳格に法を執行することができた（行政処分：平成 21 年度 6 件 平成 22 年度 10 件）</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・引き続き商品先物取引法を迅速かつ厳正に執行する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 47 番	
具体的施策	商品先物取引法の迅速かつ厳正な執行を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 56 番	
具体的施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等をアドバイスできるような体制を整備します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成22年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第83条第1項第7号
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・実施 〔参考指標〕 相談窓口の設置状況、周知状況、利用状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいるダイヤル((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)において、消費者がリフォーム事業者から提示された見積りについて、電話での無料相談を受けられるリフォーム無料見積チェック制度を創設した。 ・相談件数: 351件(平成22年度) ・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいるダイヤルが作成する各種パンフレットなどで、住まいるダイヤルについて消費者に周知した。 ・リフォーム支援制度ガイドブック配布部数: 588,467部(H22.6~H23.3) ・住まいるダイヤルパンフレット配布部数: 89,543部(H22.9~H23.3) ・全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、住まいるダイヤルの活用法を紹介した。 ・イベント開催回数: 91回(平成22年度) ・参加人数: 6,099人(平成22年度) ・全国すべての消費生活センターにおいてパンフレットを配布するとともに、相談員向けに活用法を紹介した資料を配付した。(H22.9) ・東日本大震災により被災した住宅の補修・再建を支援するため、平成23年3月31日から、住まいるダイヤルにおいて被災地専用フリーダイヤルを開設し電話相談を行うとともに、被災主要都市の無料相談窓口における対面相談、現地での無料診断・相談を行い、被災住宅の補修方法や補修費用など具体的な相談に応じている(平成23年6月14日時点で8,931件の相談を受け付け、うち、現地での診断・相談の申し込みは5,367件)。さらに、相談者に対して昨年から行っているリフォーム無料見積チェックや弁護士等による無料専門家相談等を直接案内することで被災者の消費者トラブルからの一層の保護を図っている。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。

	<p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価 (平成 22 年度の新規施策。)</p> <p>3．上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針 (平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行う。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 56 番	
具体的施策	<p>リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 69 番	
具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 22 年度から検討を開始し、平成 23 年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な解釈・運用の推進 ・現行制度の課題把握 ・効果的な執行体制の在り方 ・一元的な法体系の在り方を議論。 〔参考指標〕 統一的な解釈・運用の取組状況、現行制度の課題把握状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置（平成 22 年 4 月）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務づけの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じているところ。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成 24 年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 69 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 70 番	
具体的施策	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・情報の収集・分析。 〔参考指標〕 加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化することについて、消費者委員会へ諮問及びパブリック・コメントを実施(平成 22 年 11 月)。 ・「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化(平成 23 年 3 月)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 23 年 3 月、JAS 法に基づく品質表示基準を改正し、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を義務化。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・JAS 法に基づく加工食品の原料原産地表示については、平成 13 年から個別品目ごとに順次対応してきたが、平成 18 年 10 月に 20 食品群に義務付け対象が拡大され、平成 21 年 10 月には緑茶飲料とあげ落花生が追加されてきたところ。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者委員会の審議結果も参考にし、他品目についても、順次、表示の義務付けの拡大を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 70 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 73 番	
具体的施策	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	健康増進法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・トランス脂肪酸を含め栄養成分の表示の在り方を検討 〔参考指標〕 トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組、栄養成分の表示の在り方についての検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」(案)を取りまとめ、パブリックコメントを実施(平成22年10月)。 ・栄養成分表示検討会の開催(平成22年12月)。 ・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表(平成23年2月)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。 ・また、栄養成分表示の義務化に向けて、栄養成分表示検討会を開催(平成 22 年 12 月)し、栄養成分表示の位置付けや制度設計に当たっての課題等について検討している。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・法制上の措置が必要となった場合には、食品表示に関する一元的な法律に盛り込むこととしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 73 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	施策を一部実施済み(注)。 平成 23 年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。

(注)トランス脂肪酸については、平成 23 年 2 月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 75 番	
具体的施策	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査。 〔参考指標〕 諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・遺伝子組換え食品に係る海外等実態調査を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査として、遺伝子組換え表示に係る 海外における表示制度の運用実態、 流通過程における「意図せざる混入」の実態等の調査を実施。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・遺伝子組換え食品や添加物の表示の在り方を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 75 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 77 番	
具体的施策	健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	厚生労働省設置法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家(アドバイザースタッフ等)制度の活用のための調査・研究を実施する。 〔参考指標〕 専門家制度を活用するための調査・研究の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家(アドバイザースタッフ等)制度の活用のための調査・研究を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 21 年度から 3 か年計画で実施している調査・研究の 2 年目として調査・研究を実施した。 その他、消費者庁と連携し、全国 3 か所で健康食品に関するリスクコミュニケーションを開催した。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度は専門家側に関する考察が中心だったが、22 年度は利用者側が必要としている情報等の収集・分析を行うなど多角的な調査・研究が進められている。 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・調査・研究を継続的に行うとともに、消費者庁で行っている「健康食品の表示に関する検討会」の検討状況を踏まえて、消費者の理解促進を図る具体的な取組を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 77 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 81 番	
具体的施策	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP、パンフレット等を活用することにより住宅性能表示制度の普及を推進する ・関係団体との情報共有および定期的なニーズ調査を実施。必要に応じ、有識者のご意見を踏まえつつ、技術的検討を行う <p>[参考指標]</p> <p>普及促進のための取組状況、検討状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能表示制度に関するパンフレットを平成22年9月以降、全国の登録住宅性能評価機関のほか、各都道府県・政令市、地方整備局、各都道府県の弁護士会、その他関係約40団体などを通じて印刷・配布（6万8千部）。 ・住宅性能評価機関における情報共有・運用検討・ニーズ調査の会議を開催（4部会・各2回）。 ・平成22年度建築基準整備促進事業において、民間知見を活用し、遮音性能及び劣化対策に関する技術基準を整備する上で必要な事項について検討を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・設計住宅性能評価の実施率（住宅着工戸数に対する設計住宅性能評価書が交付された戸数の割合） 19.1%(平成21年度) ⇒23.6%（平成22年度） 昨年度と比べ、実施率は約4.5%の上昇。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 81 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 82 番	
具体的施策	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	家庭用品品質表示法第3条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行において品質表示が義務付けられている90品目の表示事項等について、平成22年度中に、事業者や事業者団体、消費者、消費者団体等へのヒアリング・アンケートを実施するとともに、海外における品質表示制度調査を実施し、報告書にまとめる。 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程等の改正を必要に応じ適切に行うとともに、適正な表示がなされるよう事業者へのホームページ等を通じた周知啓発、都道府県の立入検査を通じた指導を行う。
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>規定改正</p> <p>雑貨工業品品質表示規程のうち、浄水器に係る表示事項の改正(平成23年10月施行予定)に関し、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会に諮問(平成23年1月14日) ・経済産業省に協議、パブリックコメントの募集(平成23年1月28日) <p>家庭用品の品質表示に関する基礎調査</p> <p>家庭用品品質表示法の指定品目、表示事項等の在り方について、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者(9社)、事業者団体(14団体)、消費者団体(2団体)、国民生活センターへのヒアリング ・事業者団体(90団体)へのアンケート ・事業者(308社)、消費者(28,057人)、消費者団体(11団体)へのアンケート ・米国・EU・中国の品質表示制度についての調査 ・品質保証、機能性等に関する任意表示についての調査 <p>周知啓発等</p> <p>適正な表示がなされるよう、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質表示に関する小冊子を約27,000部(2種類合計)作成し、都道府県(47箇所)、消費生活センター(501箇所)、事業者団体(106団体)、消費者団体(11団体)、関係省庁(1省庁9箇所)に送付 ・消費者庁ホームページに家庭用品品質表示法のコーナーを作成。平成22年度におけるアクセス数は約387万件であった(平成22年9月～平成23年3月)。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の品質表示に関する調査において、消費者及び事業者等にアンケート、ヒアリングを行い、制度運用の実態を把握するなど、工程表に沿った取り組みを実施することができた。 <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑貨工業品品質表示規程のうち浄水器に係る表示事項の改正(平成23

	<p>年 10 月施行予定) に関し、消費者委員会に諮問すると共に経済産業大臣に協議等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小冊子の作成・配布、ホームページの作成などにより制度の周知啓発を実施することができた。 <p>3．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度初めて家庭用品の品質表示に関する調査を実施したことにより、事業者による制度運用の実態並びに品質表示に関する消費者意識、さらに今後制度の見直し等検討を要する事項を抽出することができた。 <p>4．上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の品質表示に関する調査結果を踏まえ、今後は、対象品目及び表示の標準の見直しに向けて消費者及び事業者、学識経験者も交えた検討作業を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 82 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 83 番	
具体的施策	建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・建物部品の防犯性能の表示制度についての広報・啓発を実施する。 〔参考指標〕 建物部品の防犯性能の表示制度の広報・啓発状況、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成 15 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 8 条に基づく勧告及び命令の状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況 (平成 22 年度末までの実績見込みを含む。)	・警察庁ウェブサイト等を活用した広報・啓発の実施 ・指定建物錠の防犯性能表示に関し、防犯性能が適切に表示されているか、検証を実施
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 指定建物錠の防犯性能表示制度 ・平成 16 年から継続して警察庁ウェブサイトに入犯防止対策ホームページ「住みいる防犯 110 番」を開設し、その中で本制度について紹介している(平成 22 年度中の同ホームページへのアクセス件数は約 37 万件)。 ・警察庁において市場で販売されている指定建物錠を購入し、錠の製造業者が指定建物錠につき法第 7 条に基づく国家公安委員会による告示に従って防犯性能に関する表示をしているかどうかについて、検証・確認を行った。 防犯性能の高い建物部品 ・警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、一定の防犯性能を有する建物部品を防犯建物部品として(財)全国防犯協会連合会のホームページに掲載公表している。平成 22 年度中は、新たに 47 品目の建物部品を追加(平成 22 年 12 月末現在)し、目録掲載品のラインナップの充実を図った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・防犯建物部品は、目録掲載の始まった平成 16 年 4 月の 15 種類 2,281 品目から平成 22 年 12 月末で 17 種類 4,035 品目にその品目数を大きく伸ばしている。 3. 上記以外の評価 ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の委員会を定期的に関催し、関係業界や関係省庁との連携強化に努めた。

<p>今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き本制度の広報・啓発を推進 ・指定建物錠の購入に係る予算を獲得し、法第7条に基づく告示の履行状況を確認することとしている。 ・官民合同会議では、引き続き目録掲載数を増やしていくほか、防犯建物部品を一般に広く普及させるための活動の活性化など普及促進方策について検討。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 83 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 87 番	
具体的施策	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	平成22年度に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>「消費者教育推進会議」の開催時期・内容・回数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議1回、テーマ別会合2回を実施。 ・平成22年11月22日「第1回消費者教育推進会議」を開催した。 <p>消費者教育推進会議の趣旨</p> <p>消費者基本計画に基づき、多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立するため、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする推進会議を開催し、もって消費者教育の推進に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、テーマ別会合を開催し、消費者教育推進会議検討事項の具体的なテーマについて、より専門的な議論を行った。 <p>平成23年1月21日「消費者教育推進会議テーマ別会合 学校教育における消費者教育」</p> <p>文部科学省からの消費者教育に関する中央説明会や消費者教育指導者養成講座等についての説明や、消費者庁からの消費者教育の効果的な教育手法に係る調査研究・教材作成事業についての説明に基づき、学校における消費者教育の推進についての意見交換が行われた。</p> <p>平成23年2月9日「消費者教育推進会議テーマ別会合 地域における消費者教育」</p> <p>消費者庁及び文部科学省からの説明に基づき、消費者教育を行う多様な主体(学校、民間団体等)の連携方策、地方消費者行政と教育行政における連携方策、大学及び社会教育における消費者教育について意見交換が行われた。</p> <p>文部科学省から、「大学及び社会教育における消費者教育の指針案」について説明があった。</p>

<p>平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価</p>	<p>1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議を開催し、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等の多様な主体が一同に会し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する取組をはじめたところである。 ・さらに、テーマ別会合を開催し、消費者教育推進会議検討事項の具体的なテーマについてより専門的な議論を行っており、有効かつ効率的に議論を進めているところである。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3．上記以外の評価</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。 平成 23 年度は、昨年度開催した会議及びテーマ別会合における課題等の整理を 7 月を目途に行う。また、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、消費者教育用教材や取組等の体系化を推進する。
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し（案）

<p>施策番号 87 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>一部実施済み（注）。継続的に実施します。</p>

（注）平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 99 番	
具体的施策	日本司法支援センターにおける協議会の開催等を通じ、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図ります。
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	総合法律支援法第7条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施 <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的トラブルの解決に資する地方協議会を開催し、より緊密な連携・協力関係の構築に努める。 <p>〔参考指標〕</p> <p>地方事務所における地方協議会の開催状況及び関係機関・団体等の連携協力関係の構築状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法的トラブルの解決に資する地方協議会を、年1回以上、全国の各地方事務所において開催した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施している。 <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、全国の各地方事務所において、年1回以上の地方協議会を開催し、関係機関に対して日本司法支援センターの事業概要について周知するとともに、関係機関との意見交換を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた。なお、地方協議会には、消費者問題を取り扱う機関が必ず参加している(同一の地方事務所でも複数回の地方協議会を実施している場合は、いずれかの地方協議会に、消費者問題を取り扱う機関が参加している。) <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度においては、関係機関とのより円滑な協力体制の構築等に資するため、地方協議会に参加した関係機関に対し、日本司法支援センターに対する要望や地方協議会の内容等に関するアンケート調査を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた。 <p>4. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国の各地方事務所等における消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データバンクシステム」への登録を行うなどして、関係機関・団体との緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 99 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 117 番	
具体的施策	<p>住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	及び：継続的に実施します。 ：平成22年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第67条第1項、第83条第1項 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第33条第1項、第34条第1項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 及び：継続的に実施 ：実施 実施体制の充実</p> <p>〔参考指標〕 各弁護士会におけるあっせん等の件数、紛争処理業務の相談・助言及び苦情の処理件数・傾向、当該業務を通じて収集した情報の消費者への提供に係る検討状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理申請受付件数 住宅性能評価を受けた住宅：23件（平成22年度） 住宅瑕疵担保責任保険付き住宅：49件（平成22年度） ・住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅の所有者全員に対して、紛争処理等活用可能な制度について紹介する資料を送付した。 <ul style="list-style-type: none"> ・資料送付部数：取得者あて 222,350部（平成22年度） 事業者あて 44,020部（平成22年度） ・全国の弁護士会に対して、住宅紛争処理委員研修及び無料専門家相談研修を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催件数：紛争処理委員研修 15回 無料専門家相談研修 30回 ・参加人数：紛争処理委員研修 1,014人 無料専門家相談研修 946人 ・住まいのダイヤル（（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）に全国均一料金でかけられるナビダイヤル（0570-016-100）を導入するとともに、全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベント

	<p>トや、リフォーム支援制度を紹介したガイドブック、住まいるダイヤルが作成する各種パンフレット等で同番号を周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいるダイヤルの電話相談件数：20,075件 (平成22年度) <p>・平成22年10月に、住まいるダイヤル((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)が記者発表を行い、相談業務を通じて得た情報を元に、悪質事案や消費者へのアドバイスを周知した。</p> <p>・住宅性能評価を受けた住宅、瑕疵保険に加入した住宅及びリフォーム工事に関して、全国各地の弁護士会において弁護士と建築士に無料で対面相談できる無料専門家相談制度を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み実績 <ul style="list-style-type: none"> 住宅性能評価を受けた住宅：95件(平成22年度) 住宅瑕疵担保責任保険付き住宅：250件(平成22年度) リフォーム工事：420件(平成22年度) ・44弁護士会(平成22年度) <p>・東日本大震災により被災した住宅の補修・再建を支援するため、平成23年3月31日から、住まいるダイヤルにおいて被災地専用フリーダイヤルを開設し電話相談を行うとともに、被災主要都市の無料相談窓口における対面相談、現地での無料診断・相談を行い、被災住宅の補修方法や補修費用など具体的な相談に応じている(平成23年6月14日時点で8,931件の相談を受け付け、うち、現地での診断・相談の申し込みは5,367件)。さらに、相談者に対して昨年から行っているリフォーム無料見積チェックや弁護士等による無料専門家相談等を直接案内することで被災者の消費者トラブルからの一層の保護を図っている。</p>
<p>平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・各弁護士会における評価住宅の紛争処理申込件数 27件(H21年度) 23件(H22年度) ・各弁護士会における保険付き住宅の紛争処理申込件数 7件(H21年度) 49件(H22年度) ・住まいるダイヤルの電話相談件数 23,232件(H21年度) 20,075件(H22年度) 注) H21年度は、住宅エコポイントに関する相談6,440件、住宅瑕疵担保履行法に関する相談4,456件を、H22年度は、住宅エコポイントに関する相談2,362件、住宅瑕疵担保履行法に関する相談1,516件をそれぞれ含んでいる。 3. 上記以外の評価
<p>今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図る。 ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、

	当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討する。 ・リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 117 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 119 番	
具体的施策	消費者から直接受ける相談やそれに伴うあっせんについては体制を強化し、消費生活センターからの経由相談については各地相談窓口を支援するため、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
担当省庁等	国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国民生活センター相談部
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項、消費者基本法第25条、国民生活センター法第10条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者から直接受ける相談等に対応する体制を強化する。 ・地方の相談窓口の支援を行う。 〔参考指標〕 相談件数の推移、経由相談件数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・昨年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、「相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人のあり方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年度夏までに結論を得る」とされた。 基本方針を受け、現行の直接相談については平成22年度内に廃止したが、直接相談の体制強化や地方の相談窓口の支援等、相談業務全体の在り方については、平成22年12月に「国民生活センターのあり方の見直しに係るタスクフォース」を設置し、検討を開始した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・昨年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人のあり方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年度夏までに結論を得る」とされた。 基本方針を受け、現行の直接相談については平成22年度内に廃止したが、地方の相談窓口支援を引き続き実施するため、消費者ホットラインを通じたバックアップについて検討を行うなど工程表を踏まえた対応を実施した。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者ホットラインを通じ、地方の相談窓口を引き続き支援していくほか、現在、国民生活センターが担っている相談機能の在り方も含めて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成23年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、最終結論も踏まえて対応し

	ていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 119 番	
具体的施策	消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 123 番	
具体的施策	「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、国民生活センター
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者の利便に資する形で引き続き実施する。 〔参考指標〕 利用件数、人口カバー率
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年度の利用実績としては、232,475件(一ヶ月平均19,373件)の利用があった。・通信事業者の技術改善により、未接続自治体が81自治体から29自治体に減少するなど、より利用者の利便に資する運用に努めた。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1．平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・平成22年度の利用実績としては、232,475件(一ヶ月平均19,373件)の利用があり、利用者の大半が初めて消費生活相談窓口へ相談する方と考えられることから、身近な消費生活相談窓口を案内するという役割を一定程度果たすことが出来た。 ・通信事業者の技術改善により、未接続自治体が81自治体から28自治体に減少するなど、より利用者の利便性の向上を図ることが出来た。 以上のとおり、工程表を踏まえた対応を行った。 2．過去の実績との比較を踏まえた評価 3．上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き消費者の利便に資する形で実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 123 番	
具体的施策	「消費者ホットライン」について、国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックアップに取組みます。

担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 138 番	
具体的施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
担当省庁等	公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	公正取引委員会官房人事課，審査局管理企画課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処する。 ・公務員試験合格者の新規採用・内部育成のほか、即戦力を有する職員を確保するための取組を実施する。 ・必要に応じ、体制強化・機能拡充を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>処理内容・件数・平均処理期間、課徴金額、採用状況、内部育成（研修）の実施状況、体制強化・機能拡充の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ 109 名の事業者に対して 12 件の法的措置を採り、また、延べ 156 名の事業者に対して総額 720 億 8706 万円の課徴金納付命令を行った。 ・公務員試験合格者について、平成 22 年度に 41 名、平成 23 年 4 月に 26 名の新規採用を行った。 ・職位及び所属に応じて、業務の遂行上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施。 ・即戦力を有する職員を確保する観点から、エコノミストを 1 名、民間実務経験者を 9 名採用。 ・審査部門及び下請法調査部門を中心に 25 人の新規増員。 ・審査管理官及び上席審査専門官（国際カルテル担当）の新設。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1．平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処した。 ・上記のとおり、公務員試験合格者の新規採用・内部育成を行うとともに即戦力を有する職員を確保した。 ・厳しい定員事情の中、一定の体制強化が図られた。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度において確定した課徴金の額は 720 億 8706 万円と過去最高額となっている。 ・おおむね従来と同様、必要な公務員試験合格者の新規採用・内部育成を行うとともに即戦力を有する職員を確保した。 ・定員の増員及び審査管理官（政令職）の新設が認められている。

	3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処する。また，一般消費者の利益が十分確保されるよう的確な企業結合審査を行う。 ・政府の新規採用抑制の方針を踏まえつつ，引き続き，公務員試験合格者について新規採用・内部育成を行うとともに，即戦力を有する職員を確保するための取組を継続する。 ・引き続き，必要に応じて体制強化・機能拡充を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 138 番	
具体的施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力的に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 142 番	
具体的施策	カーボンフットプリントの仕組みを、関係省庁が連携し、国際的整合性に配慮した上で、構築します。また、温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討しています。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	農林水産省環境バイオマス政策課、経済産業省産業技術環境局環境ユニット環境調和産業推進室、国土交通省総合政策局環境政策課、環境省地球温暖化対策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく排出抑制等指針（2008 年 12 月 12 日）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルまでに発生する温室効果ガス排出量を CO2 に換算し表示するカーボンフットプリントの仕組みを構築する。 〔参考指標〕 仕組み構築の進捗状況（国内試行事業におけるルールの変更・整備等） <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討する。 〔参考指標〕 検討の進捗状況、消費者・生産者等からの意見聴取
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンフットプリントに対する理解促進を図る事を目的に、小・中・高校生、一般消費者を対象とした授業やイベントを 11 件実施。また、環境教育の一環で消費者や、小・中・高校生に対して指導等が出来るリーダーの育成を目的としたイベントを 2 件実施。 ・上記のイベント等を実施することでカーボンフットプリントの仕組みの構築を進めることが出来た。 【御参考】PCR（商品種別算定基準）策定基準を 50 件認定。また、PCR を基にマークの許諾が認められた商品数は 237 件。 （3 月 14 日時点）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンフットプリントの仕組みの構築を、生産者等に取り組みやすく、消費者の受容性を調査した上で実施することで工程表に従った取組を実施することが出来た。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度はカーボンフットプリントに関する説明会を実施する程度であったが、更に制度の理解・促進を進めるため、ワークショップの開催や人材育成を目的としたイベントなどを実施。 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から実施しているカーボンフットプリント制度試行事業において、導入支援や、ルールの整備等を実施することで PCR 認定件数やマーク許諾製品数は着実に増加している。

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・これまでの試行事業の成果を踏まえ、引き続き生産者等が参加しやすいような仕組みの構築と消費者等への理解促進に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 142 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 143 番	
具体的施策	<p>3 Rについて、以下のとおり、その推進を図ります。</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3 R行動の実践を呼びかけます。</p> <p>「3 R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供します。</p> <p>「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組みます。</p>
担当省庁等	経済産業省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局環境ユニットリサイクル推進課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <p>・10月の3 R推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施する。また、11月2日(火)から7日(日)にかけて「3 R推進全国大会」を佐賀県佐賀市で実施する。11月2日(火)には、「3 R推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や3 R促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3 R促進ポスターコンクールへの応募数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>・10月の3 R推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施した。また、11月2日(火)から7日(日)にかけて「3 R推進全国大会」を佐賀県佐賀市で実施した。11月2日(火)には、「3 R推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や3 R促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施した。</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1．平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・10月の3 R推進月間に実施した「環境にやさしい買い物キャンペーン」には46都道府県、53社(45,559店舗)の流通業者等が参加した。</p> <p>・3 R促進ポスターコンクールには8,931点の応募があった。</p> <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>・「環境にやさしい買い物キャンペーン」への参加都道府県数は、45都道府県(平成21年度)から46都道府県(平成22年度)へ増加した。流通業者等の参加数は伸びなかったため、さらに参加数が増加するよう効果的な取組を実施する必要がある。また、平成22年度の3 R促進ポスターコンクールへの応募数は、前年度とほぼ同数であり、普及・啓発が図られた。</p> <p>3．上記以外の評価</p>
今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直し	<p>・これまでの取組を踏まえ、国民、関係主体の3 R行動が高度化するよう新たな施策と組み合わせ、継続的に実施する。</p>

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 143 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 152 番	
具体的施策	<p>環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。</p> <p>なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。</p>
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境経済課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 附則第2項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法に規定された対象品目ごとの「判断の基準」に関して、適合を確認する手法やトレーサビリティといった信頼性確保方策及び情報提供方法について検討し、別冊の信頼性確保ガイドラインとしてとりまとめる。 また、環境表示ガイドラインのポイントも併せて解説したパンフレットを作成する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>環境表示の情報提供の望ましい在り方や信頼性確保についての検討会の回数・頻度・内容</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月12日から検討会を開催(全7回、平成22年度は4回)し、特定調達物品等を市場に供給する事業者に求められる信頼性確保方策及び情報提供方法について、別冊のガイドラインとして取りまとめた。 ・平成21年度に改訂した「環境表示ガイドライン」と別冊のガイドラインの両方のポイントをまとめたパンフレットを作成した。 ・平成23年2月末に信頼性確保方策及び情報提供方法についてのセミナーを実施した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1．平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性確保方策及び情報提供方法について検討した結果をガイドラインやパンフレットにとりまとめ、セミナーで周知する等、工程表に従った取組を実施することができた。 <p>2．過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境表示の根拠となる信頼性確保方策について別冊のガイドラインを別途策定したことにより、望ましい環境表示に向けた取組の幅を広げることができた。 <p>3．上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来は規格のなかった古紙パルプや再生プラスチックの配合品に関する科学的調査手法を開発し、別冊のガイドラインの付属資料としてとりまとめた。
今後の取組方針(平成23年度を含む) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向(ISO規格の改定)を注視しつつ、有識者及び業界団体を交え、グリーン購入法に規定された19分野ごとの具体的な信頼性確保方策の詳細を順次検討・策定する。こうした取組を積極的に周知するため、ガイドラインに反映していく。

	・信頼性確保方策及び情報提供方法に関するセミナーを全国規模で実施するなど、信頼性確保ガイドライン及び環境表示ガイドラインの普及促進に引き続き努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 152 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 166 番	
具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課個人情報保護推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者委員会での審議への協力。 〔参考指標〕 検討状況(専門調査会の開催回数)
平成22年度の具体的施策の実施状況	・消費者委員会個人情報保護専門調査会における検討の過程で、必要な資料の提出や説明など、必要な協力を行った。 ・第1回専門調査会(平成22年8月5日) ・第2回専門調査会(平成22年9月29日) ・第3回専門調査会(平成22年11月16日) ・第4回専門調査会(平成23年1月11日)
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1.平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者委員会個人情報保護専門調査会での議論に資する資料の提供や説明等を適切に行い、専門調査会の円滑な審議に貢献した。 2.過去の実績との比較を踏まえた評価 3.上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・現在、消費者委員会において、「社会保障・税に関わる番号制度」の検討等、昨今の個人情報保護に関する諸情勢を踏まえた審議が行われているところであり、その審議の結果を踏まえ検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 166 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし